

## 船舶事故調査報告書

平成25年5月16日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 横山 鐵 男（部会長）  
 委員 庄 司 邦 昭  
 委員 根 本 美 奈

事故種類	乗組員死亡
発生日時	不明（平成24年10月29日 10時00分ごろ以降の本船が三重県鳥羽市坂手島東方沖で錨泊した時刻～16時30分ごろの間）
発生場所	坂手島東方沖 鳥羽市所在の丸山埼灯標から真方位090° 150m付近 （概位 北緯34° 29.4′ 東経136° 52.1′）
事故調査の経過	平成24年10月29日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者としての船長からの意見聴取は、本人が本事故で死亡したため行わなかった。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	漁船 <sup>みつわ</sup> 三和丸、3.22トン ME3-45745（漁船登録番号）、個人所有 9.89m (Lr) × 1.98m × 0.69m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数45、昭和55年1月29日
乗組員等に関する情報	船長 男性 74歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年5月30日 免許証交付日 平成20年12月12日 （平成26年12月11日まで有効）
死傷者等	死亡 1人（船長）
損傷	ローラーVベルト切断
事故の経過	本船は、船長が1人で乗り組み、平成24年10月29日06時30分ごろ、あじ一本釣り漁のため、鳥羽市菅島漁港を出港した。 船長の家族は、16時00分ごろ、船長が帰宅しないので不審に思い、親族に連絡して船長の捜索を依頼した。 親族は、船長を漁船の無線で呼び出しても応答がなかったので、午前中に操業していた際、10時00分ごろに本船が坂手島沖を航行しているところを、また、帰港する12時00分ごろに本船が停泊しているところをそれぞれ目撃していたことから、漁船で菅島漁港を出港して本船を目撃した坂手島沖に向かい、16時30分ごろ、丸山埼灯標から真方位090° 150m付近において、機関がかかった状態で錨泊している本船を発見した。

	<p>船長は、着用していたジャンパーの左腕の袖を錨の引揚げ作業に使用するローラー（以下「本件ローラー」という。）とアンカーロープとの間に巻き込まれ、左腕がジャンパーに締めつけられた状態で意識がなくうずくまった状態であったので、親族は、来援した他の漁船の船長と共にアンカーロープを緩めて船長を救出し、本船で鳥羽市佐田浜港に入港した。</p> <p>船長は、救急車で病院に搬送され、翌30日に急性腎不全による死亡と検案された。</p>
気象・海象	<p>気象：10月29日 10時00分～16時30分</p> <p>天気 晴れ、風向 北北西、風速 4.7～9.1m/s（最大瞬間風速8.4～14.6m/s）、気温 18.5～20.3℃</p> <p>海象：波高 約0.5～1.2m</p> <p>特記事項：</p> <p>10月28日23時30分、29日05時25分及び29日11時25分発表 東海海域西部に海上風警報</p> <p>国土交通省港湾局全国港湾海洋波浪情報網（ナウファス）によれば、本事故発生場所の北北西方約27海里に位置する伊勢湾の本事故当日の有義波及び波向は、次のとおりであった。</p> <p>10：00 波高 0.54m、周期 2.8秒、波向 南東  11：20 波高 0.38m、周期 2.8秒、波向 東北東  12：20 波高 0.47m、周期 2.7秒、波向 南  13：20 波高 0.62m、周期 2.9秒、波向 東北東  14：20 波高 0.54m、周期 2.9秒、波向 南南西  15：20 波高 0.62m、周期 3.0秒、波向 東  16：20 波高 0.68m、周期 3.1秒、波向 南西</p>
その他の事項	<p>本件ローラーは、Vベルトを介して機関で駆動され、発見時、Vベルトが切断し、運転が停止した状態であり、電源スイッチはONとなっていた。</p> <p>本船は、発見時、機関が中立運転となっていた。</p> <p>本船は、発見時、甲板上に漁具が散乱した状態であった。</p> <p>本事故発生場所は、付近を漁船、貨物船、旅客船等の多くの船が航行するため、航走波により船体に動揺を受けやすい海域であった。</p>
分析	<p>乗組員等の関与 あり</p> <p>船体・機関等の関与 あり</p> <p>気象・海象の関与 不明</p> <p>判明した事項の解析</p> <p>船長の死因は、急性腎不全であった。</p> <p>本船は、10時00分ごろ坂手島沖を航行しているところを目撃されたのち、16時30分ごろ、坂手島東方沖の漁場において、機関がかかった状態で錨泊し、船長が着用していたジャンパーの左腕の袖を</p>

	<p>本件ローラーとアンカーロープとの間に巻き込まれた状態で発見されたことから、10時00分ごろ以降の坂手島東方沖で錨泊した時刻～16時30分ごろの間において、本船が坂手島東方沖において揚錨中、船長が、着用していたジャンパーの左腕の袖を本件ローラーとアンカーロープとの間に巻き込まれたことから、死亡したものと考えられるが、本件ローラーに巻き込まれた状況を明らかにすることはできなかった。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、本船が坂手島東方沖において揚錨中、船長が着用していたジャンパーの左腕の袖を本件ローラーとアンカーロープとの間に巻き込まれたため、発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 巻き揚げ用のローラーを作動させているときは、ローラーとアンカーロープとの間にジャンパーなどの衣類が巻き込まれる虞があるので注意すること。</li> </ul>